

臓器移植の実施状況等に関する報告書

平成25年10月29日
厚生労働省

第1 臓器移植の実施状況

1. 移植希望登録者数

- 移植希望登録者数は、平成25年9月30日現在、全国で、心臓271名、肺215名、心肺同時（心臓と肺を同時に移植）5名、肝臓375名、腎臓^{じん}12,316名、肝腎同時（肝臓と腎臓を同時に移植）12名、膵臓^{すい}42名、膵腎同時（膵臓と腎臓を同時に移植）149名、小腸2名となっており、眼球（角膜）の移植希望登録者数は、平成25年8月31日現在、全国で2,198名となっている。

2. 移植実施数等

- 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。）に基づき、平成24年度には、45名の者が脳死と判定されており、また、臓器移植の実施数等は下表のとおりとなっている。

なお、括弧内の数字は、平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）から平成25年9月30日（眼球（角膜）については同年8月31日）までの間の臓器移植の実施数等の累計である。また、平成9年10月16日から平成25年9月30日までの間に、臓器移植法に基づき238名の者が脳死と判定されている。

	提供者数		移植実施数	
		脳死した者からの提供数		脳死した者の身体からの移植数
心臓	30名 (175名)	30名 (175名)	30件 (175件)	30件 (175件)
肺	31名 (154名)	31名 (154名)	35件 (184件)	35件 (184件)
肝臓	35名 (188名)	35名 (188名)	38件 (202件)	38件 (202件)
腎臓	97名 (1,484名)	40名 (220名)	181件 (2,744件)	79件 (430件)
膵臓	29名 (172名)	29名 (170名)	29件 (172件)	29件 (170件)
小腸	1名 (13名)	1名 (13名)	1件 (13件)	1件 (13件)
眼球（角膜）	939名 (15,300名)	16名 (90名)	1,456件 (24,745件)	26件 (167件)

（注1）心臓及び肺の移植実施件数のうち、心肺同時移植は1件となっている。

（注2）膵臓及び腎臓の移植実施件数のうち、膵腎同時移植は平成24年度で20件、累計で124件（心停止下を含む。）となっている。

（注3）肝臓及び腎臓の移植実施数のうち、肝腎同時移植は1件（平成24年度に実施）となっている。

○ 平成22年7月17日に「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」（平成21年法律第83号。以下「改正法」という。）が全面施行されたが、同日から平成25年9月30日までの間に、臓器移植法に基づき151名の者が脳死と判定されている。このうち、改正法により新たに可能となった、本人の書面による意思表示がなく家族の書面による承諾に基づき脳死と判定されたのは117名、本人の書面による意思表示のあった者は34名にとどまっている。このように、本人意思表示による臓器移植件数に大きな変化はないことから、一人ひとりが臓器を「提供する」「提供しない」にかかわらず、意思表示をしていただくような普及啓発に取り組んでいる。また、平成25年9月30日現在、18歳未満の者からの脳死下での臓器提供は5件となっており、そのうち、15歳未満の小児からの臓器提供は3件となっている。

また、後述する「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議 検証のまとめ」においては、臓器提供を承諾した家族とコーディネーターとの面談回数は、改正法施行後もあまり変化はなかったが、家族の承諾の理由については、本人の臓器提供意思の尊重のほか、社会貢献や生命の永続といった理由が挙げられた。

3. 臓器提供施設

○ 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供については、「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成9年10月8日健医発第1329号厚生省保健医療局長通知（最終改正：平成24年5月1日）。以下「ガイドライン」という。）により、当面は、下記(1)から(3)までの条件を全て満たしている施設に限定している。平成25年6月30日現在、下記(3)ア)からオ)までに該当する施設は865施設であり、そのうち、厚生労働省の照会に対して臓器提供施設としての必要な体制を整えていると回答した施設は400施設、このうち18歳未満の者からの臓器提供を行うために必要な体制を整えていると回答した施設は214施設となっている。

- (1) 臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について、脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに関して合意が得られていること。なお、その際、施設内の倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること。
- (2) 適正な脳死判定を行う体制があること。
- (3) 救急医療等の関連分野において高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。

- ア) 大学附属病院
- イ) 日本救急医学会の指導医指定施設
- ウ) 日本脳神経外科学会の基幹施設又は研修施設
- エ) 救命救急センターとして認定された施設
- オ) 日本小児総合医療施設協議会の会員施設

- 臓器提供者の意思を生かすためにも、臓器提供施設の増加が重要であり、公益社団法人日本臓器移植ネットワークとともに、院内体制整備（マニュアルの作成、シミュレーションの実施等）の支援に取り組んでいる。

4. 移植実施施設

- 臓器移植法に基づく脳死した者の身体からの臓器の移植の実施については、ガイドラインにより、移植関係学会合同委員会において選定された施設に限定しており、平成25年5月1日現在、心臓移植実施施設は9施設（うち3施設は移植術を受ける患者が11歳未満の場合も移植の実施が可能な施設）、肺移植実施施設は8施設、心肺同時移植実施施設は3施設、肝臓移植実施施設は22施設（うち2施設は移植術を受ける患者が18歳未満の場合に限り移植の実施が可能な施設）、膵臓移植及び膵腎同時移植実施施設は18施設、小腸移植実施施設は13施設となっている。

5. 臓器あっせん機関の現状

(1) 公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

- 公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）は、心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸のあっせんを全国一元的に行う臓器あっせん機関として、普及啓発活動、移植希望者の登録、移植実施施設への臓器のあっせん等の活動を行っている。
- 移植を受ける患者の選択は、ネットワークにおいて「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成9年10月16日健医発第1371号厚生省保健医療局長通知（最終改正：平成24年11月9日））に定める選択基準に基づいて実施されている。

(2) 眼球あっせん機関

- 全国で54（平成25年9月30日現在）の眼球あっせん機関が、普及啓発活動、移植希望者の登録、移植実施施設への角膜のあっせん等の活動を実施している。また、臓器提供意思表示カードの普及活動とは別に、独自に角膜等の提供希望者の登録を行っている。

6. 臓器提供意思表示カード等の普及

- 厚生労働省は、臓器移植に関する普及啓発を進めるとともに、臓器提供に関する意思表示を援助するため、ネットワークとともに、地方公共団体、関係諸機関等の協力を得ながら、以下の方法により、啓発資料の配布や臓器提供に関する意思表示の機会の普及を図っている。
 - (1) 市区町村役場の窓口、保健所、年金事務所、公共職業安定所、一部のコンビニエンスストア・スーパー等に臓器移植に関する知識や意思の記入方法等の説明書と「臓器提供意思表示カード（又はシール）」が一体となったリーフレットを配置
 - (2) 医療保険の被保険者証や運転免許証に、順次、臓器提供に関する意思表示欄が設けられており、その交付の際、各医療保険関係機関及び運転免許試験場（センター）、警察署等の協力を得て、リーフレットを配布する等の方法により意思表示欄への記載方法を周知
 - (3) 移植医療に関する理解を深めるために、中学3年生向けに教育用普及啓発パンフレットを約200万部作成し、全国の中学校（約11,000校）等に送付
 - (4) 新聞広告、テレビラジオCM、雑誌広告等、政府広報や公共広告を活用した普及啓発の実施
- 毎年10月を臓器移植普及推進月間とし、臓器移植推進国民大会の開催やネットワーク等の関連団体によるグリーンリボンキャンペーン等により、多くの人に移植医療について理解していただくための普及啓発も行っている。
 - ・ 医療保険の被保険者証の裏面にある意思表示欄の記入を促進するため、リーフレット等を調剤薬局等に配置
 - ・ 運転免許証の裏面にある意思表示欄への記入を促進するためのポスターを約1万枚作成し、全国の運転免許試験場、教習所や東京メトロ地下鉄駅等に配布
 - ・ ポスターと同趣旨のステッカーを東京都のタクシー等6万台に貼る活動を実

施したほか、コンビニエンスストア、カー用品店、ゴルフ場等に約70万台分のステッカーを配置する活動を実施

第2 移植結果

- 平成9年10月16日（臓器移植法の施行の日）以降実施された心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓及び小腸の移植に関する生存率（移植術を受けた患者のうち、ある期間の後に生存している者の割合）及び生着率（移植術を受けた患者のうち、移植された臓器がある期間の後に免疫反応による拒絶反応や機能不全に陥ることなく体内で機能している者の割合）は、以下のとおりである。

	生存率					生着率				
	1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年
心臓	96.6%	96.6%	95.6%	95.6%	94.1%	96.6%	96.6%	95.6%	95.6%	94.1%
肺	83.9%	79.8%	78.7%	77.0%	72.4%	83.9%	79.8%	78.7%	77.0%	70.4%
肝臓	84.7%	82.4%	82.4%	80.9%	80.9%	83.6%	81.4%	81.4%	79.9%	79.9%
腎臓	96.2%	94.6%	93.2%	91.9%	90.9%	87.6%	84.1%	81.0%	77.9%	74.9%
膵臓	95.1%	95.1%	95.1%	95.1%	95.1%	84.4%	83.6%	79.2%	77.6%	74.0%
小腸	83.3%	64.3%	64.3%	64.3%	64.3%	83.3%	64.3%	64.3%	64.3%	64.3%

（注1）心臓、肺、肝臓、膵臓及び小腸の移植は、平成25年3月末日までに実施されたもの。腎臓の移植は平成24年12月末日までに実施されたもの。

（注2）心臓及び肺の生存率及び生着率の数値には、それぞれ心肺同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。膵臓及び腎臓の生存率及び生着率の数値には、それぞれ膵腎同時移植術を受けた患者の数値が反映されている。

第3 その他

1. 厚生労働大臣感謝状の贈呈

- 臓器を提供した者に対しては、その崇高な心をたたえ、感謝の意を表するため、厚生労働大臣感謝状を贈呈している。

2. 脳死下での臓器提供事例に係る検証

- 5例目以降の脳死下での臓器提供事例については、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」（厚生労働大臣が参集を求めて開催する行政運営上の会合。座長は柳澤正義日本子ども家庭総合研究所名誉所長）において検証を行っており、平成25年9月30日現在の同会議における検証実施数は、151例となっている。

- これまでの脳死下における臓器提供事例のうち、平成25年3月末までに検証を終了した150例を対象とし、その経過を総括した「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議 検証のまとめ」を平成25年5月20日に公表した。この中では、下記の事項に関する検証の総括を行った。

(1) 医学的検証の総括

- ・ 提供者の背景や脳死に至った原疾患
- ・ 法的脳死判定 等

(2) ネットワークによるあっせん業務の状況の検証の総括

- ・ コーディネーターによる家族への脳死判定・臓器提供等の説明及び承諾の状況
- ・ 承諾に至るまでの家族の心情、承諾理由
- ・ 移植を受けた患者の社会復帰状況
- ・ 脳死判定中・脳死判定終了後の家族への支援 等